2024年度発達支援コーチ倫理綱領

一般社団法人ここからだは、認定発達支援コーチがその活動の遂行に際して、その適正を期するために、必要な基本的道義的倫理 事項を掲げるものとする。

1条. クライエントに対する責任

発達支援コーチは、援助を必要とする人が適切な支援を受けられるように配慮し常にクライエントの成長と健康福祉とを促進することにつとめなければならない。

- 1. 発達支援コーチは、クライエントとの関係において、性関係など非倫理的と疑われる関係を結ばない。
- 2. 発達支援コーチは、その職務の遂行にあたっては、適切な場所、時間で行う。
- 3. 発達支援コーチは、ハラスメント(セクハラ、パワハラ、モラハラなど)が生じないように配慮する。
- 4. 発達支援コーチは、その業務内容については、クライエントの理解と了承を得る。

2条. 守秘義務

発達支援コーチは、クライエントの秘密を保持し、厳守しなければならない。

- 1. 発達支援コーチは、知り得た個人情報の保持には細心の注意を払う。その公表に当たっては、クライエントあるいは他の人の 生命の危険等、緊急な事態にあると判断される時以外、必ずクライエントないしは保護者(同伴者などを含む)の同意を得る。
- 2. 発達支援コーチは、研究発表にあたり対象者の同意を得る。あるいは、クライエントが特定出来ないような方法を講じる。

3条. 専門家としての能力と責任

発達支援コーチは、支援者としての能力と資質の向上を目指し、継続的に自己研鑽をおこなう。

- 1. 発達支援コーチは、その行為が人々の生活に大きな影響を及ぼす可能性の自覚の上に立って、常に自己の限界を知り、研鑽に励むとともに、職務の遂行に当たる。
- 2. 発達支援コーチ活動の際、精神科医、心理士、他の専門家などの援助を必要とするようなクライエントについては、クライエント、ないしは保護者の同意を得て、速やかに、適切な専門職ないしは専門機関に委嘱あるいは紹介し、協力を求める。

※相談者が医療の専門家による治療を必要としている場合は、セッションや原始反射の統合を始める前に資格を有する専門家に受診すること

- 3. 発達支援コーチの公的発言はその内容について誇張や煽動や不誠実のない公正なものであることを心がける。
- 4. 発達支援コーチは公的なプロフィール、内容の紹介において、クライアント及び対象者に誤解のないように情報を表示する。

4条. 金銭に対する取り決め

発達支援コーチは、クライエントまたは支払いをする第三者に、セッションを開始する前に適正な報酬の提示につとめる。

5条. 年会費・更新

発達支援コーチとして必要な年会費を納め、資格更新の際には法人の示す必要過程を満たす必要がある。

6条. 罰則

発達支援コーチが本倫理綱領に反する行動をおこなったときには、理事会の調査の結果、除名を含む処分の対象となる。 その際は、理事会の決定に速やかに従う。

●上記の内容に同意し、認定発達支援コーチとしての登録を希望される方は、申込フォームまたは申込用紙で「倫理綱領に承諾する」にチェックを入れてお申込みください。